

小牧市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 6 月 2 4 日

小牧市長 天 野 正 基

小牧市規則第 2 8 号

小牧市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

小牧市介護保険条例施行規則（平成12年小牧市規則第35号）の一部を次のように改正する。

目次を削る。

「第1章 総則」を削る。

「第2章 介護認定審査会」を削る。

「第3章 被保険者」を削る。

第5条から第8条までを削る。

第9条第1項中「介護保険資格者証（様式第5）」を「当該申請に係る資格を証明する書面（以下「介護保険資格者証」という。）」に改め、同条第2項中「介護保険被保険者証等再交付申請書を」を削り、「提出し」を「申請し」に改め、同条を第5条とする。

「第4章 認定」を削る。

第10条を削る。

第11条第1項を次のように改める。

市長は、法第36条に規定する要介護認定又は要支援認定に係る事項を証明する書面の交付申請があったときは、当該要介護認定又は要支援認定に係る事項を証明する書面（以下「介護保険受給資格証明書」という。）を交付することができる。

第11条第2項を削り、同条第3項中「介護保険被保険者証等再交付申請書を」を削り、「提出し」を「申請し」に改め、同項を同条第2項とし、同条を第6条とする。

第12条を削る。

「第5章 保険給付」を削る。

第13条の前の見出し及び同条から第16条までを削る。

第17条中「省令」を「介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）」に、「第19条」を「第10条」に改め、同条を第7条とする。

第17条の2を第8条とし、第18条を第9条とし、第19条を第10条とする。

第20条第2項中「介護保険利用者負担額減額・免除申請書（様式第14）」を削り、「提出し」を「申請し」に改め、同条第3項中「申請

書を受理し」を「申請を受け」に、「介護保険利用者負担額減額・免除認定決定通知書（様式第15）により」を「その旨を」に改め、同条を第11条とする。

第20条の2を第12条とし、第21条を第13条とし、第21条の2を第14条とし、第22条を第15条とする。

第23条第2項中「第20条第2項」を「第11条第2項」に改め、同条を第16条とする。

第23条の2を第17条とし、第23条の3を第18条とする。

第24条中「第17条」を「第7条」に、「第17条の2」を「第8条」に、「第18条」を「第9条」に、「第19条」を「第10条」に、「第20条の2」を「第12条」に、「第21条」を「第13条」に、「第21条の2」を「第14条」に、「第22条」を「第15条」に、「第23条の2」を「第17条」に改め、「介護保険給付費支給申請書（様式第16）に」を削り、「提出し」を「申請し」に改め、同条を第19条とする。

第25条及び第26条を削る。

第27条の前の見出し及び同条並びに第27条の2を削る。

第28条中「第24条から前条まで」を「前条又は省令第71条第1項、第75条第1項、第83条の4第1項、第90条第1項、第94条第1項若しくは第97条の2第1項」に、「介護保険給付費支給（不支給）決定通知書（様式第21）により」を「その結果を」に改め、同条を第20条とする。

第28条の2を削る。

第28条の3第1項及び第2項を削り、同条第3項中「前項」を「省令第83条の6第1項（省令第97条の4において準用する場合を含む。）」に、「介護保険負担限度額認定決定通知書（様式第26）により」を「その結果を」に改め、同項を同条第1項とし、同条第4項を削り、同条を第21条とする。

第28条の4第1項中「介護保険利用者負担額減額・免除等申請書（特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定申請）（様式第27）を」を削り、「提出し」を「申請し」に改め、同条第2項中「介護保険利用者負担額減額・免除等決定通知書（特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定申請）（様式第28）により」を「その結果を」に改

め、同条第3項中「介護保険利用者負担額減額・免除等認定証（特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定証）（様式第29）」を「その旨を証する書面」に改め、同条を第22条とする。

第28条の5第1項中「介護保険特定負担限度額認定申請書（特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定申請）（様式第30）を」を削り、「提出し」を「申請し」に改め、同条第2項中「介護保険特定負担限度額認定決定通知書（特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定申請）（様式第31）により」を「その結果を」に改め、同条を第23条とする。

第28条の6中「第三者行為による被害届（様式第32）により」を「その旨を」に改め、同条を第24条とする。

第28条の7を第25条とする。

「第6章 保険料等」を削る。

第29条の前の見出し及び同条並びに第30条を削る。

第31条第1項を削り、同条第2項中「介護保険料徴収猶予決定通知書（様式第37）により」を「その旨を」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項を同条第2項とし、同条を第26条とする。

第32条第3項を削り、同条第4項中「減免を」を「減免の可否を」に、「介護保険料減免決定通知書（様式第38）により」を「その結果を」に改め、同項を同条第3項とし、同条を第27条とする。

第33条を第28条とする。

「第7章 雑則」を削る。

第34条を第29条とする。

別表中「第20条、第23条、第32条」を「第11条、第16条、第27条」に改める。

様式第1から様式第38までを削る。

附 則

この規則は、令和8年8月1日から施行する。